株式の併合に関する事後開示書面

（会社法第 182条の６第１項及び会社法施行規則第 33条の10に定める書面）

2024年10月１日

ＵＮＢＡＮＫＥＤ株式会社

東京都渋谷区恵比寿１丁目18番14号
ＵＮＢＡＮＫＥＤ株式会社
代表取締役社長 安達 哲也

株式の併合に関する事後開示書面
（会社法第 182条の６第１項及び会社法施行規則第 33条の10に定める書面）

当社は、2024年６月27日開催の当社第52期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）における決議に基づき、2024年10月１日を効力発生日として、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）の併合（以下「本株式併合」といいます。）を実施いたしました。

本株式併合に関し、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第182条の６第１項及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号。その後の改正を含みます。）第33条の10に定める事項は以下のとおりです。

１． 株式の併合が効力を生じた日（以下「効力発生日」といいます。）

2024年10月１日

２． 会社法第182条の３の規定による請求に係る手続の経過

当社の株主から当社に対し、本株式併合の効力発生日までに、会社法第182条の３の規定による請求は行われませんでした。

３． 会社法第182条の４の規定による手続の経過

当社は、2024年９月１日付で、本株式併合に関する会社法第180条第２項各号に掲げる事項を電子公告の方法により公告いたしましたが、効力発生日の前日までに、会社法第182条の４の規定による株式買取請求は行われませんでした。

４． 株式の併合が効力を生じた時における発行済株式の総数

10,023,514株

５． その他株式の併合に関する重要な事項

当社は、会社法第180条第２項の規定により、本定時株主総会における決議に基づき、本株式併合を実施いたしました。

以上